

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分	単位		施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日まで		円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては4,670円、補助競技場、ラグビーフットボール場、サッカー場及びテニスコートにあつては920円 2 審判用具 1式につき1,690円 3 陸上競技用具 1件につき340円の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が11,190円を
		半日まで	午前	19,340	6,630	
			午後	35,000	11,740	
	入場料等を徴収しない場合	1日まで		18,370	9,240	
		半日まで	午前	6,630	3,360	
			午後	11,740	5,860	
[略]						
補助競技場	[略]			530	200	
野球場	[略]			590	300	

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分	単位		施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日まで		円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては4,800円、補助競技場、ラグビーフットボール場、サッカー場及びテニスコートにあつては950円 2 審判用具 1式につき1,740円 3 陸上競技用具 1件につき350円の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が11,510円を
		半日まで	午前	19,890	6,820	
			午後	36,000	12,070	
	入場料等を徴収しない場合	1日まで		18,890	9,500	
		半日まで	午前	6,820	3,460	
			午後	12,070	6,030	
[略]						
補助競技場	[略]			540	210	
野球場	[略]			610	310	

ラグビーフットボール場、サッカー場	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>9,910</u>	<u>4,020</u>	超える場合は、 <u>11,190円</u> 4 テント 1日までごとに1張につき <u>280円</u> 5 [略] 6 全自動電気計時装置 1日までごとに1式につき <u>2,170円</u> 7～9 [略]
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>470</u>	<u>240</u>	
		1時間までごとに半面ごとに	<u>240</u>	[略]	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,000</u>	<u>3,700</u>	
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>600</u>	<u>300</u>	
登はん競技場	[略]		<u>200</u>	[略]	

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円 <u>990</u>	円 <u>500</u>
運動広場	[略]		<u>590</u>	[略]

ラグビーフットボール場、サッカー場	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>10,190</u>	<u>4,130</u>	超える場合は、 <u>11,510円</u> 4 テント 1日までごとに1張につき <u>290円</u> 5 [略] 6 全自動電気計時装置 1日までごとに1式につき <u>2,230円</u> 7～9 [略]
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>480</u>	<u>250</u>	
		1時間までごとに半面ごとに	<u>250</u>	[略]	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,200</u>	<u>3,800</u>	
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>620</u>	<u>310</u>	
登はん競技場	[略]		<u>210</u>	[略]	

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円 <u>1,010</u>	円 <u>510</u>
運動広場	[略]		<u>600</u>	[略]

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常 使用 (1 回につ き)	一般	5月1 日から 10月31 日ま での期 間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,000</u>	円 <u>3,000</u>	[略]
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,000</u>	<u>4,000</u>	
		その他の期間		<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,500</u>	[略]	
		[略]				
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,000</u>	[略]	
特例使用 (1回につ き)	5月1 日から 10月31 日まで	9ホール 以下の使 用の場合	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>		
		10ホール	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>		

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常 使用 (1 回につ き)	一般	5月1 日から 10月31 日ま での期 間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,100</u>	円 <u>3,100</u>	[略]
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,100</u>	<u>4,100</u>	
		その他の期間		<u>4,100</u>	<u>3,100</u>	
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,100</u>	<u>2,100</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,100</u>	<u>3,100</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,600</u>	[略]	
		[略]				
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,100</u>	[略]	
特例使用 (1回につ き)	5月1 日から 10月31 日まで	9ホール 以下の使 用の場合	<u>3,100</u>	<u>2,100</u>		
		10ホール	<u>4,100</u>	<u>3,100</u>		

	の期間	以上の使用の場合		
	その他の期間		3,000	2,000

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,500円、その他の日にあつては2,500円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) [略]

(2) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>510円</u>	[略]

[略]

(3) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>590</u>	円 [略]	
テニ	[略]		<u>990</u>	<u>500</u>	

	の期間	以上の使用の場合		
	その他の期間		3,100	2,100

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,600円、その他の日にあつては2,600円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) [略]

(2) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>520円</u>	[略]

[略]

(3) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>600</u>	円 [略]	
テニ	[略]		<u>1,010</u>	<u>510</u>	

スコ ート					
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>5,140</u>	<u>2,570</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>900円</u> の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>8,950円</u> に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに <u>3,810円</u> 3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,100円</u> の範囲内で知事が定め
	シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>3,810</u>	<u>1,910</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,240</u>	<u>1,620</u>	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>2,630</u>	<u>1,320</u>	
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,670</u>	<u>840</u>	
	カナディアソフォア又はカナディアアンドブル	[略]	<u>1,310</u>	<u>660</u>	

スコ ート					
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>5,290</u>	<u>2,640</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>930円</u> の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>9,200円</u> に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに <u>3,920円</u> 3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,190円</u> の範囲内で知事が定め
	シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>3,920</u>	<u>1,960</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,330</u>	<u>1,670</u>	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>2,700</u>	<u>1,360</u>	
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,720</u>	<u>860</u>	
	カナディアソフォア又はカナディアアンドブル	[略]	<u>1,350</u>	<u>680</u>	

を保管する 場合				る額 4 [略]
カナディア ンシングル を保管する 場合	[略]	<u>1,080</u>	<u>540</u>	
カヤックダ ブルを保管 する場合	[略]	<u>950</u>	<u>480</u>	
カヤックシ ングルを保 管する場合	[略]	<u>590</u>	<u>300</u>	

[略]

を保管する 場合				る額 4 [略]
カナディア ンシングル を保管する 場合	[略]	<u>1,110</u>	<u>560</u>	
カヤックダ ブルを保管 する場合	[略]	<u>980</u>	<u>490</u>	
カヤックシ ングルを保 管する場合	[略]	<u>610</u>	<u>310</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。